

様式第25（第13条関係）

（表）

設 置 の 場 所	
<p style="text-align: center;">一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>愛知県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">申請者</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">(名称及び)</p> <p style="text-align: right;">(代表者氏名)</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <p>一般廃棄物の最終処分場（基準不適合水銀処理物の埋立処分の用に供されるものを除く。）の廃止の確認を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第5項（同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり申請します。</p>	
許可年月日及び許可番号又は届出の年月日	
埋め立てた一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は基準適合水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量	種類
	数量（m <sup>3</sup> ）
埋立地の面積及び埋立ての深さ	埋立地の面積 m <sup>2</sup> 埋立ての深さ m
埋立処分の方法	
埋立処分開始年月日	年 月 日
埋立処分終了年月日	年 月 日

(裏)

悪臭の発散の防止に関する措置の内容	
火災の発生の防止に関する措置の内容	
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容	
地下水等の水質の状況	
埋立地の保有水等の水質の状況	
埋立地からのガスの発生の状況	
埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況	
埋立地の覆いの概要	
※処 理 欄	

- 備考 1 地下水等とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（以下「基準省令」という。）第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいう。
- 2 保有水等とは、基準省令第1条第3項第6号の規定により集められた保有水等をいう。
- 3 覆いとは、基準省令第1条第2項第17号の規定による覆いをいう。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。
- 5 次の書類及び図面を添付すること。
- (1) 当該最終処分場の現状を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
  - (2) 当該最終処分場の周辺の地図
  - (3) 基準省令第1条第3項第5号の規定による地下水等の水質検査の結果を記載した書類
  - (4) 申請の直前の2年以上にわたり行つた基準省令第1条第3項第6号の規定による保有水等の水質検査の結果を記載した書類
  - (5) 石綿含有一般廃棄物を埋め立てた場合は、石綿含有一般廃棄物が埋め立てられている位置を示す図面
  - (6) 基準適合水銀処理物を埋め立てた場合は、基準適合水銀処理物が埋め立てられている位置を示す図面
  - (7) その他参考となる書類又は図面
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第25の2（第13条関係）

一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書

年 月 日

愛知県知事 殿

住 所  
申請者  
氏 名  
(名 称 及 び)  
(代 表 者 氏 名)  
電 話 番 号

一般廃棄物の最終処分場（基準不適合水銀処理物の埋立処分の用に供されるものに限る。）の廃止の確認を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第5項（同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり申請します。

設 置 の 場 所	
許可年月日及び許可番号又は届出の年月日	
埋め立てた水銀処理物の数量	
埋立地の面積及び埋立ての深さ	埋立地の面積      m <sup>2</sup> 埋立ての深さ      m
埋 立 処 分 の 方 法	
埋 立 処 分 開 始 年 月 日	年 月 日
埋 立 処 分 終 了 年 月 日	年 月 日
悪臭の発散の防止に関する措置の内容	
火災の発生の防止に関する措置の内容	
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容	
地下水等の水質の状況	
覆いの厚さ、材料及び強度	
講 じ た 措 置 の 内 容	
※ 処 理 欄	

- 備考
- 1 地下水等とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（以下「基準省令」という。）第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいう。
  - 2 覆いとは、基準省令第1条の2第2項第4号の規定による覆いをいう。
  - 3 講じた措置とは、基準省令第1条の2第3項第3号の規定により講じた措置をいう。
  - 4 ※印の欄は、記入しないこと。
  - 5 次の書類及び図面を添付すること。
    - (1) 当該最終処分場の現状を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
    - (2) 当該最終処分場の周辺の地図
    - (3) 基準省令第1条第3項第5号の規定による地下水等の水質検査の結果を記載した書類
    - (4) 基準適合水銀処理物を埋め立てた場合は、基準適合水銀処理物が埋め立てられている位置を示す図面
    - (5) その他参考となる書類又は図面
  - 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。